単　位　事　務　名	
特　別　休　暇	
根拠および参考法令	労働基準法　【労基法】 鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例　【勤務条例】 学校職員の休暇の取扱いに関する規則　【休暇規則】 学校職員の有給休暇の取扱に関する規則について（通知） 【昭和３２年２月２１日鹿教官第１５５号】 県立学校事務処理要領　【事務処理要領】 県立学校管理規則　【管理規則】 職務に専念する義務の特例に関する規則　【職専規則３条】 鹿児島県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程 【専決規程第３条，第４条】 鹿児島県学校職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について（通知） 【平成元年３月２４日鹿教教第４２７号】 【平成２５年８月１２日鹿教教第２１９号】 鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の施行について(通知) 【平成７年３月３１日鹿教教第７１７号】 ボランティア休暇制度の新設及び結婚休暇制度の改正等について（通知） 【平成８年１２月２７日鹿教教第６７３号】 永年勤続休暇制度の新設等の改正について（通知） 【平成１０年３月３１日鹿教教第７１６号】 育児休暇制度の改正について（通知）　【平成１０年３月３１日鹿教教第７１９号】 妊娠中の女性職員に関する休暇の新設等について（通知） 【平成１０年９月３０日鹿教教第３９４号】 育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務の制限等について（通知） 【平成１１年４月２０日鹿教教第５０号】 育児又は介護を行う学校職員の超過勤務の制限等について（通知） 【平成１４年４月１日鹿教教第８２号】 育児参加休暇の新設等について　【平成１８年１２月２１日鹿教教第４９３号】 超勤代休時間及び半日単位の年次有給休暇取得制度の新設等について（通知） 【平成２２年３月３１日鹿教教第５９０号】 非常勤職員等の特別休暇について（通知）　【平成２２年４月１日鹿教教第３４号】 育児休業等の承認対象者及び看護休暇の取得原因等の拡大並びに短期介護休暇の新設等について（通知）　【平成２２年６月２９日鹿教教第１６８号】 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について（通知） 【平成２３年６月１７日鹿教教第１０３号】 「非常勤職員等の特別休暇について」の一部改正等について（通知） 【平成２２年８月９日鹿教教第２１１号】 【平成２３年６月１７日鹿教教第１０５号】 【平成２４年１０月１６日鹿教教第３４２号】 【平成２９年３月３１日鹿教教第７０９号】 東日本大震災に対処するための学校職員の休暇の取扱いに関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について（通知） 【平成２３年１２月２７日鹿教教第４８８号】 学校職員の休暇の取扱いに関する規則を一部改正する規則の制定について（通知） 【平成２４年１０月１５日鹿教教第３３６号】 【平成２５年３月１９日鹿教教第５７１号】

項　　目	処　　理　　方　　法
定　　義	特別休暇は，選挙権の行使，結婚，出産，交通機関の事故その他の特別の事由により学校職員が勤務しないことが相当である場合として任命権者が人事委員会と協議して定める場合における休暇とする。期間も協議して定める。【勤務条例１３条】 教頭・事務長において専決できる休暇は次のとおり ①別表第１第15号から第16号の２まで　②生理休暇　③つわり休暇　④育児休暇 ⑤結婚休暇　⑥出産補助休暇　⑦育児参加休暇　⑧看護休暇　⑨短期介護休暇 ⑩夏季休暇　⑪永年勤続休暇　⑫ドナー休暇　⑬ボランティア休暇　⑭弔祭休暇 【専決規程第３条，第４条】 休暇期間中に週休日又は休日がある場合には，休暇期間に含めて計算する。 【休暇規則第８条】
承　　認	あらかじめ所属長の承認又は許可を受けなければならない。（産前休暇，産後休暇並びに介護休暇を除く） 病気，災害その他やむを得ない事故により，あらかじめ承認を受けることができなかった場合には，その勤務しなかった日から週休日を除き遅くとも３日以内に，その理由を付して休暇の承認等を求めなければならない。 ただし，正当な理由があったと認める場合には，期間後において提出された承認等の要求を受理することができる。【休暇規則第１０条】
休暇の付与単位	別表第１第21号，第26号から第26号の４までの休暇（特定休暇）の単位は，１日，半日，又は１時間とする。ただし，特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において，当該残日数に１時間未満の端数があるときは，当該残日数のすべてを使用することができる。【休暇規則第４条第３項】 休暇の承認等の要求及びこれに対する承認等は特別休暇承認簿（様式第３号）・産前産後休暇処理簿（様式第３号の２）による。【休暇規則１３条】
休暇ごとの補足説明	＊別表第１第８号　やむを得ない私事故障 「やむを得ない私事故障」は，例えば，事務職員が通信教育生としてスクーリングに出席する場合，社会通念上相当と認められる冠婚葬祭の場合，勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査の請求において口頭審理に出席する場合，弔祭休暇において遠隔の地におもむくとき，その実際要する往復日数を加算する場合，国又は他の地方公共団体の機関，学校その他の団体から委嘱を受け講演等を行う場合これらの機関又は団体の行う職務上の教養に資する講演会，研究会等に参加する場合等がある。 期間は，３０日（週休日及び休日を含む）までは給与の全額支給，３０日を超えると給与を半減する。 【昭和３２年２月２１日鹿教管第１５５号】 ＊別表第１第22，23号　産前産後休暇 承認事項でなく届出事項である。届出は，産前産後休暇処理簿（規則様式３号の２）に医師等の証明書を添付する。【平成７年３月３１日鹿教教７１７号】 ＊別表第１第24号　育児休暇（男性職員の場合） 当該職員以外の親が，育児休暇（これに相当するものを含む）を承認され，又は請求している男性職員にあっては，その旨を特別休暇承認簿の事由欄に（　）書で記載しておかなければならない。【平成１０年３月３１日鹿教教７１９号】 ＊別表第１第25号　結婚休暇 学校職員が結婚した場合は，結婚した日から起算して６月を経過する日までのうち，当該学校職員が申請する連続した７日以内の期間を結婚休暇の期間とする。結婚式の準

項　　目	処　　理　　方　　法
	備や新居の準備等のための取得もできる。 　この場合において，「結婚した日」とは，戸籍法の定めるところにより婚姻届を提出した日又は挙式を行った日等のうち，当該職員が選択した日とする。 【平成２５年８月１２日鹿教教第２１９号】 ＊別表第１第26の3号　看護休暇 　休暇の請求は，特別休暇処理簿に所要の事項を記載し，学校の長に提出することにより行うものとし，この場合において，当該配偶者，父母，子の状態や症状を簡潔に特別休暇処理簿の備考欄に記載するものとする。 　なお，学校の長は，当該休暇に係る配偶者，父母，子の負傷，疾病を確認できる書類の提出を求めることができる。 　県教育長が定める子の世話を，当該子に予防注射，予防接種，健康診断を受けさせることとした。　【平成２２年６月２９日鹿教教１６８号】 ＊別表第１第26の4号　短期介護休暇 　休暇の請求は，特別休暇承認簿に所要の事項を記載し，学校の長に提出することにより行うものとし，この場合において，特別休暇承認簿の事由欄に，要介護者の氏名，学校職員との続柄及び学校職員との同居又は別居の別その他要介護者に関する事項を簡潔に記載する。 　また，学校の長は，必要と認めるときは別紙１（要介護者の状態等申出書）により書類の提出を求めることができる。 　ア　対象となる職員 　　要介護者の介護その他の県教育長が定める世話を行う学校職員 　イ　要介護者の範囲 　　・　同居，別居を問わない者 　　ア　配偶者（届出をしないが，事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。） 　　イ　父　母　　ウ　子　　エ　配偶者の父母　　オ　祖父母　　カ　兄弟姉妹 　　キ　孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る） 　　・　同居（学校職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。）に限る者 　　ア　父母の配偶者（届出をしないが，事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。） 　　イ　配偶者の父母の配偶者　ウ　子の配偶者　　エ　配偶者の子 　ウ　その他の県教育長が定める世話 　　要介護者の通院等の付添い，要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話 【平成２２年６月２９日鹿教教１６８号】 ＊別表第１第28号　永年勤続休暇 　休暇の請求は，特別休暇承認簿に所要の事項を記載し，学校長に提出することにより行うものとする。 　ア　対象職員 　　(1) 当該年度中に４５歳又は５５歳に達する学校職員 　　(2) 当該年度中に国又は他の地方公共団体等への派遣から復帰した学校職員（当該派遣期間中にアに該当することとなったにもかかわらず，この休暇を取得することができなかった学校職員に限る。） 　　(3) 指定された年度における指定された学校職員（平成１０年４月１日において，既に４５歳を超えている学校職員に限る。） 　　(4) 前年度中に(1)から(3)までに該当したにもかかわらず，やむを得ない理由により

項　　目	処　　理　　方　　法

この休暇を取得することができなかった学校職員

〔留意点〕

① (2)の「派遣」とは，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の17第１項に規定する派遣のみでなく，国又は他の地方公共団体に割愛採用される場合，国若しくは他の地方公共団体又はその他の団体において任命権者の命令を受けて研修に従事する場合等を含むものであること。

② (3)の「指定」については，次のとおりであること。

経過措置：省略

③ (4)の「やむを得ない理由」とは，業務の多忙，長期の療養休暇及び休職等客観的にこの休暇を取得できない状況にある場合をさすものであること

④永年勤続休暇は，原則として(1)から(3)までに該当する年度に限り取得できるものであり，例外的に「やむを得ない理由」があった場合はその翌年度においても取得することができるが，更にその翌年度に取得することはできないものであること　【平成10年３月31日鹿教教第716号】

⑤原則として，連続する２日の範囲内の期間であるが，分割取得も認める　【平成11年４月20日鹿教教第50号】

＊別表第１第30号　ボランティア休暇

特別休暇承認簿に，ボランティア活動計画書（別紙）を添付し承認を求める。

【平成８年１２月２７日鹿教教６７３号】

＊別表第１第31号　弔祭休暇

休暇の請求は，特別休暇承認簿に所要の事項を記載し，学校長に提出することにより行うものとする。

遠隔の地におもむくとき,その実際要する往復日数を加算することができる。

【昭和32年２月21日鹿教管第155号】

休暇規則別表第２（別表第１第３１号）忌引関係

<table>
<tr><th colspan="2">親族</th><th>日数</th><th colspan="2">親族</th><th>日数</th></tr>
<tr><td colspan="2">配偶者</td><td>１０日</td><td rowspan="8">姻族</td><td>父母</td><td>７日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">血族</td><td>父母</td><td>７日</td><td>子
（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>子
（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）</td><td>５日</td><td>祖父母</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>祖父母</td><td>３日</td><td>兄弟姉妹</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>孫</td><td>１日</td><td>伯叔父母</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>兄弟姉妹</td><td>３日</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>伯叔父母</td><td>１日</td></tr>
</table>

※生計を一にする姻族の場合は，血族に準ずる。

【平成７年３月31日鹿教教第717号】

項　　目	処　　理　　方　　法
報　　告	校長は次の場合速やかにその事情を記した書類をもって教育長に報告しなければならない。 【事務処理要領第１６条】 職員が私事故障により出勤しない日が引き続き２週間をこえる場合。
別　　表	勤務条例第１３条の規定により教育委員会が人事委員会と協議して定める場合は，下記の別表第１第２号から第３２号までに掲げる期間とする。（第１号は病気休暇） 【休暇規則第５条】

休暇規則別表第１（第４条，第５条及び第１１条関係）

原　　因	承認を与える時間又は期間
１　負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）	医師の証明等に基き最小限度必要な時間又は期間
２　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）による交通の制限又は遮断	そのつど必要な時間又は期間
３　地震，風水害，火災その他非常災害による交通しゃ断	上に同じ
４　その他交通機関の事故等の不可抗力の原因	上に同じ
５　裁判員，証人，鑑定人，参考人等として，国会，裁判所，地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	そのつど必要な時間又は期間
６　選挙権その他公民としての権利の行使	上に同じ
７　所轄機関の事務又は事業の運営上の必要に基く事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等に因る事故発生の防止のための措置を含む。）	上に同じ
８　やむを得ない私事故障	上に同じ
９　勤務時間中，報酬を得ないで一般職に属する職の職務以外のすべての事務に従事する場合	職務遂行に支障のない限り最小限度の時間又は期間
10　研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要な時間又は期間
11　厚生に関する計画の実施に参加する場合	上に同じ
12　営利企業等に従事するために勤務時間をさくことを許可された場合（法律又は条例の規定により勤務しないことにつき給与を減額されない旨の承認があった場合に限る。）	職務遂行に支障のない限り最小限度の時間又は期間
13　教育公務員が教育に関する他の事業又は事務に従事することを許可された場合	上に同じ
14　地方公務員法第５５条第８項の規定に基づき，当局と交渉を行う場合	そのつど必要な時間
15　妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受ける場合	医師の証明等（病院又は保健所等が発行する通知書及び母子健康手帳を含む。）に基づき，１回につき１日の勤務時間の範囲内で最小限度必要な時間とし，回数は，妊娠満２３週までは４週間に１回，妊娠満２４週から満３５週までは２週間に１回，妊娠満３６週から出産までは１週間に１回，産後１年までは，その間に１回（医師等の特別の指示があった場合には，いずれの期間についてもその指示された回数）

項　　目	処　　理　　方　　法

原　　因	承認を与える時間又は期間
16　妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合（交通機関には，自家用車を含む）	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日につき１時間を超えない範囲内で必要な時間
16の2 妊娠中の女性職員が，従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして，休息し，又は補食する場合	必要な時間
17　地方公務員法第４６条の規定による勤務条件に関する措置の要求をした学校職員の審理への出頭	そのつど必要な時間又は期間
18　地方公務員法第４９条の２第１項の規定による不利益処分についての不服申立てをした学校職員の審理への出頭	上に同じ
19　地震，風水害，火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で，学校職員が勤務することが困難である場合 (1)　学校職員の現住居が滅失し，又は損壊した場合で，当該学校職員がその復旧作業等を行い，又は一時的に非難しているとき (2)　学校職員及び当該学校職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水，食料等が著しく不足している場合で，当該学校職員以外にはそれらの確保ができないとき	７日の範囲内の期間
（生理休暇） 20　女性職員が生理のため就業が著しく困難である場合	２日の範囲内の期間
（つわり休暇） 21　妊娠中の女性職員がつわりのため勤務することが困難である場合	当該妊娠の期間を通じ７日の範囲内の期間
（産前休暇） 22　８週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）以内に出産する予定の女性職員が休暇を請求した場合	出産の日までの請求した期間
（産後休暇） 23　女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間の期間
（育児休暇） 24　生後１年６月に達しない子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）を育てる学校職員が，その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	１日２回それぞれ４５分以内又は１日１回９０分以内の期間（男性職員にあっては，その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により当該子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親若しくは同条第１号に規定する養育里親である者（同法第27条第４項

項　　目	処　　理　　方　　法

	に規定する者の意に反するため，同項の規定により，養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され，又は労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は，１日２回それぞれ４５分又は１日９０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
（結婚休暇） 25　学校職員が結婚する場合	週休日，休日及び代替休暇を除く連続する７日の範囲内の期間
（出産補助休暇） 26　学校職員が配偶者の出産に伴い看護，家事等に従事するため休暇を請求した場合	配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの期間内における３日の範囲内の期間
（育児参加休暇） 26の2　学校職員の妻が出産する場合であて，その出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間にある場合において，当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(特別養子縁組の成立前の監護対象者等及び妻の子を含む。)を養育する学校職員が，これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における５日の範囲内の期間
（看護休暇） 26の3　配偶者,父母,学校職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等及び配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）又は配偶者の父母（以下この号において「対象者」という。）の看護（負傷し，若しくは疾病にかかった対象者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして県教育長が定める子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年につき５日の範囲内の期間ただし，次に掲げる場合にあっては，それぞれ次に掲げる期間 (1) 対象者が２人以上である場合((2)に掲げる場合を除く) ６日の範囲内の期間 (2)子が２人以上である場合 10日の範囲内の期間
（短期介護休暇） 26の4　勤務条例第14条第1項に規定する要介護者の介護その他の県教育長が定める世話を行う学校職員が，当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日（要介護者が２人以上の場合にあつては，10日）の範囲内の期間

項　　目	処　　理　　方　　法

原　　因	承認を与える時間又は期間
（夏季休暇） 27　学校職員が夏季における盆等の諸行事，心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため休暇を請求した場合	一の年の７月から９月までの期間内における，週休日，条例第８条の３第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等，休日及び代替休暇を除いた原則として連続する５日の範囲内の期間
（永年勤続休暇） 28　長年にわたって勤務している学校職員（教育委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。）が心身の健康の維持及び増進のため休暇を請求した場合	週休日，条例第８条の３第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等，休日及び代替休暇を除いた原則として連続する２日の範囲内の期間
（ドナー休暇） 29　学校職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い，又は配偶者，父母，子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）及び兄弟姉妹以外の者に，骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	当該申出又は提供に伴い必要な検査，入院等に要する期間
（ボランティア休暇） 30　学校職員が自発的に，かつ，報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 (1) 地震，暴風雨，噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設，特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神科疾患を有する者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって教育委員会が人事委員会と協議して定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか，身体上若しくは精神科疾患，負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において５日の範囲内の期間
（弔祭休暇） 31 (1) 忌引 学校職員の親族（別表第２の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 (2) 祭日 配偶者，父母，子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）又は配偶者の父母	 親族に応じ別表第２の日数の欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間 年各１日

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>非常勤職員等の特別休暇の付与対象者</td><td>
<table>
<tr><th>原　　因</th><th>承認を与える時間又は期間</th></tr>
<tr><td>32　前各号に掲げるもののほか，教育委員会が特に必要と認め，人事委員会の承認を受けた場合</td><td>当該学校職員の職務遂行に支障のない限りの最小限度の時間又は期間</td></tr>
</table>
非常勤職員及び非常勤嘱託員（以下「非常勤職員等」）のうち１週間の勤務時間が３２時間３０分以上である者
※有給の特別休暇
<table>
<tr><th>原　　因</th><th>承認を与える時間又は期間</th></tr>
<tr><td>ア　非常勤職員等が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で，その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>イ　非常勤職員等が裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>ウ　地震，水害，火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で，非常勤職員等が勤務しないことが相当であると認められるとき
（ア）非常勤職員等の現住居が滅失し，又は損壊した場合で，当該非常勤職員等がその復旧作業等を行い，又は一時的に避難しているとき。
（イ）非常勤職員等及び当該非常勤職員等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水，食料等が著しく不足している場合で，当該非常勤職員等以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</td><td>７日の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>エ　非常勤職員等が地震，水害，火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>オ　地震，水害，火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して，非常勤職員等が退勤途上における身　体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
</table>
※無給の特別休暇
<table>
<tr><th>原　　因</th><th>承認を与える時間又は期間</th></tr>
<tr><td>ア　６週間（多胎妊娠の場合にあっては，１４週間）以内に出産する予定である女性の非常勤職員等が申し出た場合</td><td>出産の日までの申し出た期間</td></tr>
<tr><td>イ　女性の非常勤職員等が出産した場合</td><td>出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女性の非常勤職員等が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</td></tr>
<tr><td>ウ　生後１年に達しない子（鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成７年条例第25号）第８条の２第６項において子に含まれるものとされる者を含む。</td><td>１日２回それぞれ３０分以内の期間（男性の非常勤職員等にあっては，その子の当該非常勤職員等以外の親（当該子について民法（明</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法
	※無給の特別休暇

原　　因	承認を与える時間又は期間
２の(2)のケの（ア)及び（ウ）を除き，以下同じ。）を育てる非常勤職員等が，その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により当該子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養育里親である者（同法第27条第４項に規定する者の意に反するため，同行の規定により，養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員等がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法　（昭和２２年法律第４９号）第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
エ　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する非常勤職員等が，その子の看護（負傷し，若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては，１０日）の範囲内の期間
オ　女性の非常勤職員等が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
カ　非常勤職員等が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり，その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
キ　非常勤職員等が負傷又は疾病のため療養する必要があり，その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前二号に掲げる場合を除く。）	一の年度において１０日の範囲内の期間
ク　非常勤職員等が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い，又は配偶者，父母，子及び兄弟姉妹以外の者に，骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で，当該申出又は提供に伴い必要な検査，入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

項　　目	処　　理　　方　　法

原　　因	承認を与える時間又は期間
ケ　次に掲げる者（(２)及び(３)に掲げる者にあっては，非常勤職員等と同居している者に限る。）で負傷，疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の世話を行う非常勤職員等が，当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 （１）　配偶者（届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。），父母，子又は配偶者の父母 （２）　祖父母，孫及び兄弟姉妹 （３）　非常勤職員等又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員等との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者	一の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては，１０日）の範囲内の期間

別紙１（学校職員の休暇の取扱いに関する規則別表第１第26号の４関係）

要介護者の状態等申出書

年　　月　　日

学 校 名

職・氏名　　印

１　要介護者に関する事項

(1)　氏名

(2)　生年月日

(3)　職員との続柄

(4)　職員との同居又は別居の別

□同居　　□別居

(5)　介護が必要となった時期

年　　月　　日

２　要介護者の状態

３　備考

注１　「１(5)　介護が必要となった時期」については，その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には，日又は月の記載を省略することができること。

２　「２　要介護者の状態」には，職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように，具体的に記入すること。

３　この申出書には，医師の診断書等，介護を必要とする状態を証明する書類を添付すること。